

(第一類 第一号)

第十六回国会
衆議院

内閣委員會議録 第一号

(七)

本委員は昭和二十八年五月二十二日
(金曜日)議長の名で次の通り選任さ
れた。

江藤 夏雄君 大村 清一君
津島 國利君 永田 良吉君
長野 長廣君 平井 義一君
船田 中君 降旗 徳次郎君
八木 一郎君 山崎 謙三君
高瀬 傳君 松村 謙三君
栗山 博君 早稲田 徳吉門君
神近 市子君 上林 與市郎君
佐々木 三三君 片山 哲君
鈴木 義男君 富吉 榮二君
西村 榮一君 田中 彰治君
松田 竹千代君 辻 政信君
原 彪君

同月二十五日
委員佐々木三三君辭任につき、その
補欠として稲村順三君が議長の指名
で委員に選任された。

同月二十五日
稲村順三君が委員長に選任された。

會議

昭和二十八年五月二十六日(火曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

江藤 夏雄君 船田 中君
八木 一郎君 山崎 謙三君
高瀬 傳君 栗山 博君
神近 市子君 上林 與市郎君
鈴木 義男君 富吉 榮二君
松田 竹千代君 辻 政信君
出席國務大臣
國務大臣 山縣 勝見君
國務大臣 木村 憲太郎君

出席政府委員

内閣官房長官 福永 健司君
總理府事務官 三橋 則雄君
(恩給局長)
引揚援護庁長官 木村 忠二郎君
委員外の出席者
保安庁人事局長 加藤 陽三君
専門員 龜井 浩君
専門員 小関 紹夫君

五月二十五日

恩給法の特別に関する件の措置に関
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一号)
保安庁職員給与法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二号)
厚生省設置法の一部を改正する法律
案の一部を改正する法律案(内閣提
出第六号)

本日の會議に付した事件

理事の互選

恩給法の特例に関する件の措置に関
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一号)
保安庁職員給与法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二号)
厚生省設置法の一部を改正する法律
案の一部を改正する法律案(内閣提
出第六号)

○稲村委員長

これより開会いたします
理事の互選を行いますに先立ちまして
一言私からごあいさつを申し上げます。

今回はからず内閣委員長としての
重責をになうことになりましたが、も
ろん政局はきわめて複雑なときで
ございますので、終戦後の前例を破りま
して私が野党から委員長ということに
なりました。従いまして、与党の委員長
とは多少異なる任務があるのではない
かと思つてございまして、この点私た
ちは委員長となりました以上は、むしろ
案件の内容に關しましての問題よりも
われわれ野党側として、委員長となりま
して、皆さん方の御協力を仰ぐ次第は、
審議の形式を民主的な方法によつて運
営をして行くという、すなわち審議の
形式を確立するということにあると思
うのであります。この点多少でもで
きるならば、私のごとき者が委員長に
なつた意味を持つものである、かよう
に考える次第であります。もとより委
員長の経験もございせんし、また終
戦後に出ました代議士でもあります
で、この点手腕力量に關しては、皆様
方の御不審の点が多いかとも思うので
ございまして、できるだけの努力
をするつもりでございまして、からし
て、何分の皆様方の御協力のほどお願
い申し上げます。一言就任のあいさ
つといたしておきたい。かように存じ
ます。どうぞよろしくお願いいたしま
す。(拍手)

次に理事の互選を行います。理事
の互選は、その手続を省略し、その数
を七名とし、委員長より指名いたした
いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○稲村委員長 御異議なければ、委員
長より

江藤 夏雄君 八木 一郎君
山崎 謙三君 早稲田 徳吉門君
上林 與市郎君 鈴木 義男君
田中 彰治君

○稲村委員長 次に恩給法承認要求
に關する件を議題といたします。

衆議院規則第九十四条により、常任
委員会は会期中その所管事項に關し、
恩給法承認要求を議長に提出したいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○稲村委員長 御異議なければさよう
決定し、所要の手続をいたします。

○稲村委員長 次に昨日日本委員会に付
託されました三法案につきまして、政
府より逐次提案の趣旨説明を求めます。
まず厚生省設置法の一部を改正する
法律等の一部を改正する法律案につ

まして、提案趣旨の説明を求めます。
山縣國務大臣。

厚生省設置法の一部を改正する法
律等の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する
法律等の一部を改正する法律
案(昭和二十七年法律第二
百七十三号)の一部を次のように
改正する。
附則第一項中「昭和二十八年六
月一日」を「昭和二十九年四月一
日」に改める。

第二条 国家行政組織法の一部を改
正する法律(昭和二十七年法律第
二百五十三号)の一部を次のよう
に改正する。
附則第三項中「昭和二十八年五
月三十一日」を「昭和二十九年三
月三十一日」に改める。

第三条 行政機關職員定員法の一部
を改正する法律(昭和二十七年法
律第二百五十四号)の一部を次の
ように改正する。
附則第六項中「昭和二十八年五
月三十一日」を「昭和二十九年三
月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

○山縣國務大臣 ただいま議題となり
ました厚生省設置法の一部を改正する
法律等の一部を改正する法律案の提案
理由について御説明申し上げます。
この法律案は、厚生省の外局であり

ます引揚援護庁の機構を、明年三月三十一日まで現機構のまま存置いたそうとするものであります。

御承知のように、引揚援護庁は、海外からの引揚げ同胞に対する援護、未帰還者の調査研究、未帰還者留守家族の援護、戦傷病者、戦没者遺族の援護等を所掌いたしておるのであります。ところが、同庁は、厚生省設置法の一部を改正する法律の規定により、本年四月一日から厚生省の内局に縮小改編されることになっていたのであります。しかしながら国民が多年にわたつて待望いたしておりました中共地域からの引揚げが開始されることとなりましたので、帰還者の受入れ援護の万全を期するために従来の機構を存続する必要がありと認め、とりあえず、本年五月三十一日までの二ヶ月間の応急措置のための関係法律案を参議院の緊急集會に提案いたし、その議決を見た次第であります。

しかしながら、中共地域からの引揚げは現に進捗中であり、特に今次の引揚げにつきましては、帰還者の援護並びに未帰還者の消息究明等につきまして特段の配慮を払い、円滑的確に業務を進める必要があるものであります。このような事情から政府といたしましては、引揚援護庁の現行の機構を、本年度末まで存置し、重要な引揚問題の処理に万遺憾なきを期したいと存する次第であります。

以上の趣旨を了とせられ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○稲村委員長 それでは次の福永官房長官並びに木村國務大臣が来るまでの間、質疑を求められておりますのでこれを許します。

○鈴木(義)委員 現在の引揚援護庁と、それから内局にした後との人員の構成、予算の額、そういうものを承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 現在の外局のままでありますのと内局になりました場合との差でございますが、援護庁長官の位置が落ちるだけでありましてあとは同様であります。ですから内局になりました場合は定員数が一人減ることになります。

○鈴木(義)委員 一人減るだけならば内局にしてもいいのではないですか。大した違いはないのではないですか。

○木村(忠)政府委員 内局と外局との相違と申しますと、大體経理にいたしても、人事等の処理にいたしても、あるいはその他の事務の処理にいたしても、すべて外局自身だけでやつてゐるわけでありまして、従ひましてこれが内局になります場合には、従ひまして、この事務の引継ぎ等につきましても、現在の状況といたしましては、この事務引継ぎのためにきつめて縮小されております現在の引揚援護庁の機構で、その引揚げをやつております最中にこれをいたしますということは、その事務の円滑な運営に支障を来す、従ひまして引揚げを終りましたあとでそういうようなことをすれば済むようにいたすのが適當ではないかと考へまして、引揚げ関係の仕事が大體一段落つくという時期を見まして、こういうふうにならなうと考へたわけでありまして、

○鈴木(義)委員 予算の額はどれだけ違ひますか。

○木村(忠)政府委員 ただいま申し上げましたように、予算額といたしましては、援護庁長官の給与並びにこれに伴う費用一切だけでございまして、わずかでございまして、

○鈴木(義)委員 それだけで済みますか。

○高瀬委員 これを一年間延ばしたという理由、大體引揚げが完了するといふお見通しのようでありまして、ソビエトの方からの引揚げ、あるいは中国方面からの引揚げ、それらの点についてどんなふうに行進してございまして、一年間たてば、ほとんどこの引揚援護庁の事務がなくなるのかどうか、そういう点ちよつと押さへておきたい。

○木村(忠)政府委員 御承知の通り、現在ソビエト地区並びに中国本土、滿州地区、この方面に一応生存いたしておられますと政府で推定いたした数、これが約七万見当であるわけでありまして、このうちで中国地区におきましても約五万二千という数字が出ておるのでございまして、先般中共側におきましては、現在中共地域におきましても居留民が約三万というふうに表示してございまして、その三万の人につきましても、大體一船団三千人ないし五千人と申しておりますが、これを船団と申してございまして、従来の経過から見ますと、一箇月に大體一船団が歸るようでありまして、三万人がこちらに歸還いたしますのが順調に参りますれば八月中には一応完了するのでないかというふうに考へられます。しかし先ほど申しましたように、当方におきまして、先方から歸りました人たちが得ました資料等によりまして、

て、一応生存者と見ておりますものが中国地区だけで五万二千人ばかりおりますし、またソビエト地区におきましても二万という数字がございまして、従ひまして、これらの数字の人々がその後どうなりましたかということにつきましましては、今後の帰還者によりましてこれらの方々の消息をできるだけ詳細に調査いたしまして、そして今後の引揚げをどうするかということについては、対策をきめなけりやならぬのじやないかというふうに考へてございまして、これは今の調査を進めるにつかしましては、やはり今度歸られました方々から得ます資料が一番確實であるというふうに考へられますので、この八月に一応引揚げが終るといたしまして、その後その記憶の新たなる間にこの調査を十分にいたしまして、そして今後の引揚げに対する根本的な方針をきめなければならぬのじやないかと考へております。ただ集團引揚げにつきましましては、先般中共側で発表してございまして、これを信用いたしますと、大體八月で一応終ると向うで申してございまして、従つて、今後集團的な引揚げが続々あるということは現在のところ考へられませんが、今後の向うの殘留者の状況というものを考へて対策を立てなければならぬのじやないかと考へてございまして、従つて、その期間におきましてこの仕事を内局に移すというふうな期間があり得るのじやなからうかというふうに考へますので、そういう重要な調査をいたします期間を大體見込んで三月三十一日という日を考へたわけでございます。

○稲村委員長 ほかに御質疑はありますか。——なければ、これより本案

について討論採決を行います。討論はこれを省略し、ただちに採決を行いますと存じますが、御異議ありませんか。

○稲村委員長 異議がなければさよう決定し、これより採決を行います。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○稲村委員長 起立総員。よつて原案の通り可決いたしました。

○稲村委員長 次に恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案趣旨の説明を求めます。内閣官房長官福永健司君。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○福永政府委員 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を説明いたします。

この法律案は、昭和二十一年勅令第

二

六十八号恩給法の特例に関する件の特例の有効期限を、昭和二十八年七月三十一日まで延長しようとするものであります。

恩給法の特例に関する件は、昭和二十年十一月二十四日、連合国最高司令官から発せられた覚書に基づきまして、旧軍人軍属及びその遺族等の恩給を廃止または制限するため制定されたものであります。これらの廃止または制限された旧軍人軍属及びその遺族等の恩給の、平和条約の効力発生後における措置につきましては、去る第十三回国会において成立しました昭和二十七年法律第二百五号恩給法の特例に関する件の特例に関する法律によつて、

恩給法特例審議会の公正妥当な結論を待つて措置されることになり、その措置の講ぜられるまでの間、すなわち本年三月三十一日まで、恩給法の特例に関する件は、法律としての効力を有するものとして存続せしめられることとなつたのであります。恩給法特例審議会は、慎重に調査審議の結果、昨年十一月二十二日政府に対し、旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関する重要事項に關し建議し、政府は、右建議の趣旨を尊重し、国家財政の現状その他諸般の事情の許す範囲内で、旧軍人軍属及びその遺族の恩給の善後措置を講ずるため、これに関する法律案及び予算案を前国会に提出いたしましたのであります。国会解散のため審議未了に終了したもので、さきの参議院緊急集会において、恩給法の特例に関する件の特例に関する法律は、その一部を改正され、恩給法の特例に関する件の特例は、とりあえず、本年五月三十一日まで延期され、目下その

措置につきまして衆議院の同意が求められてゐるところであります。

ところで、政府におきましては、近く、これらの恩給の善後措置に関する法律案及びこれに要する予算案を国会に提出する予定でありますので、善後措置に關し何分の審議を経る間だけ、恩給法の特例に関する件の特例を延長するため、恩給法の特例に関する件の特例に關する法律第二条を改正いたそうとするのが、この法律案の内容であります。

以上が、この法律案を提出するに至りました理由及び内容であります。何とぞ、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 次に保安庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、提案趣旨の説明を求めます。木村

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

保安庁職員給与法の一部を改正する法律

保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表及び同条第三項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○木村國務大臣 ただいま議題となりました保安庁職員給与法の一部を改正

する法律案につきまして提案の理由を説明申し上げます。

保安庁職員給与法第二十八条の規定による退職手当の特例は国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律に對するものであるとして、二年間動務して退職した者は死亡した場合に、退職手当として俸給日額の百百分を支給し、並びにこれらの者または警査長以下の警備官として採用された者が採用後二年以内に公務上死亡した場合は公務上の傷病疾病により退職した場合に、退職手当として右に準じて定められた一定の退職手当を支給することを規定したものであります。

これは前述の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律とともに、参議院の緊急集会において暫定的に適用期間を二箇月間延長する措置が講ぜられたのであります。この期間も五月末日をもつて終ることとなつております。

今回のこの改正案は、本法につきまして、これを国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の取扱いに準じ、この際なおしばらく現状を存続し、別途本国会に提出を予定してあります改正案の審議をまつことにいたしました。その有効期限を七月末日までさらに二箇月間延長しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成されるようお願いいたします。

○稲村委員長 ただいま提案の説明を求めました恩給法の特例に関する件の特例に關する法律の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法の一部を改

正する法律案の二案を一括して質疑を行います。御質疑はございませうか。——御質問がなければ、両案の討論採決は、明日質疑を重ねた上行いたいと存じます。

本日はこれにて散会いたしますが、散会後理事の諸君はお残り願ひたいと存じます。

これにて散会いたします。

午前十一時八分散会

〔参照〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

昭和二十八年五月三十日印刷

昭和二十八年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局